

地域生活支援拠点に係る各種加算について

※地域生活支援拠点等を以下「拠点等」という。

参考資料

機能	加算名	対象サービス	加算単位	概要	運営規定への記載	事前の届出
相談	地域生活支援拠点等相談強化加算	計画相談支援	700単位/回 (利用者1人につき月4回を限度)	拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、緊急の事態が生じた利用者等に対し、その要請に基づき、速やかに連携する短期入所事業所に対して必要な情報の提供及び利用に関する調整を行った場合	要	要 (市町村)
緊急時の受け入れ・対応	緊急短期入所受入加算	短期入所	100単位/日	拠点等である短期入所事業所が利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず、利用者全員について利用開始した日に加算	要	要 (県)
	緊急時対応加算	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	+50単位	利用者等からの要請に基づき、居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、計画にない介護等を緊急に行った場合に当たっては、利用者1人につき1月2回を限度に100単位を算定できる <u>拠点等の場合は更に50単位を上乗せできる</u>	要	要 (県)
	緊急時支援加算	① 自立生活援助 ② 地域定着支援	+50単位	① 緊急時に利用者からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合、1日につき緊急時支援加算(1)の711単位を算定できる。 <u>拠点等の場合は更に50単位を上乗せできる</u> ② 緊急時に利用者等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合、1日につき緊急時支援費(1)の712単位を算定できる。 <u>拠点等の場合は更に50単位を上乗せできる</u>	要	要 (県)
体験の機会・場の提供	体験利用支援加算	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A・B型 地域移行支援	+50単位	体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り1日につき体験利用支援加算(1)又は(II)に <u>拠点の場合は更に50単位を上乗せできる</u>	要	要 (県)
	体験宿泊加算	地域移行支援	+50単位	体験的な宿泊支援を行った場合に、15日以内に限り1日につき体験宿泊加算(1)又は(II)に <u>拠点の場合は更に50単位を上乗せできる</u>		要 (県)
	体験宿泊支援加算	施設入所支援	120単位/日	施設利用者が地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において施設従事者が地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定できる	要	要 (県)
専門的人材の確保・養成	重度障害者支援加算	生活介護	① 7単位/日 ② 180単位/日	強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合算定できる ①強度行動障害者養成研修(実践研修)修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備している場合 ②強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施した場合 ※拠点等の届け出なしでも算定可		不要
地域の体制づくり	地域体制強化共同支援加算	計画相談支援	2000単位/回 (利用者1人につき月1回を限度)	拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等事業者と3者以上で共同で対応し、総合支援協議会に報告した場合に算定できる	要	要 (市町村)

※ 加算を算定する月の前月15日までに指定権者(熊本県)あて介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書等を提出して下さい。

※ 計画相談支援に係る加算の届出については、指定権者(市町村)への届出書の提出をお願いします。(届出書の様式等は各指定権者にお尋ね下さい)